平成２５年（フ）第１１３号
三重県鈴鹿市南若松町700番地の６
破産者　有限会社新和リース
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１４号
三重県鈴鹿市南若松町700番地の６
破産者　有限会社新和物流商事
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１５号
三重県津市河芸町千里ヶ丘28番地３
破産者　池田　芳夫
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６５号
三重県津市藤枝町50番地７
破産者　有限会社丸文冷機
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６６号
三重県津市丸之内６番６号　ＥＣＯ新町プラザ107、前住所三重県津市藤枝町50番地７
破産者　佐々木文久
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６７３号
京都市上京区五辻通大宮東入西石屋町734番地
破産者　有限会社ファーストステージ
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７７９号
兵庫県尼崎市築地５丁目９番１号
破産者　株式会社中山組
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４７２号
兵庫県尼崎市次屋１丁目３―20―306号
破産者　中村工業株式会社
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４１号
和歌山市冬野1477番地の１
破産者　潮水産株式会社
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
和歌山市本町２丁目43番地
破産者　有限会社島本ビル
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１９号
和歌山市磯の浦235番地の５
破産者　有限会社丸金かき福水産
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２０１号
宮崎市中西町25番地２
破産者　玉推進株式会社
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３６号
鹿児島県鹿児島市真砂本町49番10号
破産者　株式会社桑木組
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
鹿児島県出水市昭和町27番３号
破産者　株式会社出水センタービル
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２号
福岡市中央区港１丁目２番18―1007号、開始決定時住所鹿児島市南林寺町４番７号　朝日プラザ天文館南406号
破産者　大隣　佳太
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第６２５号
神奈川県厚木市愛名1179番地１　テラスけやき201、旧住所神奈川県厚木市森の里１丁目29番６―401号
破産者　内藤光子こと　金　　光子
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３７３号
神奈川県伊勢原市白根356番地　ホワイトコーポ205号
破産者　日比野卓三
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４１号
宮城県加美郡色麻町清水字川端南２番地２
破産者　中村　成義
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
宮城県栗原市瀬峰小深沢66番地
破産者　佐々木健一
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
宮城県加美郡加美町字鹿原下北村67番地
破産者　石井　恭兵
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
宮城県東松島市矢本字蜂谷前２番地、前住所宮城県石巻市中里１丁目７番31―５号
破産者　安海　尚志
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係